



島根県報

令和元年9月27日（金）

号外第50号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例第3条第3項の規定による（医療政策課） 2
使用料及び手数料の額の一部改正

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料
の額の一部改正 2

告 示**島根県告示第262号**

島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例第3条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成20年島根県告示第926号）の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

表中「1,296円」を「1,320円」に、「2,052円」を「2,090円」に、「(2)に1,620円」を「(2)に1,650円」に、「(2)に540円」を「(2)に550円」に、「1,188円」を「1,210円」に、「1,728円」を「1,760円」に、「2,592円」を「2,640円」に、「3,780円」を「3,850円」に、「(6)に1,620円」を「(6)に1,650円」に、「(6)に540円」を「(6)に550円」に改める。

島 根 県 病 院 局 告 示**島根県病院局告示第3号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月27日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

人工妊娠中絶術料の項中「75,600円」を「77,000円」に、「54,000円」を「55,000円」に、「81,000円」を「82,500円」に、「108,000円」を「110,000円」に改める。

妊婦健康診査の項中「25,070円」を「25,080円」に、「3,750円」を「3,760円」に、「5,750円」を「5,760円」に、「7,510円」を「7,520円」に、「8,530円」を「8,540円」に、「9,350円」を「9,360円」に、「12,130円」を「12,140円」に改める。

乳児健康診査の項中「5,508円」を「5,610円」に改める。

自動聴性脳幹反応検査の項中「8,683円」を「8,844円」に改める。

羊水染色体検査の項中「66,960円」を「68,200円」に改める。

羊水FISH検査の項中「22,140円」を「22,550円」に、「27,648円」を「28,160円」に、「33,156円」を「33,770円」に、「38,772円」を「39,490円」に、「49,788円」を「50,710円」に改める。

胎盤絨毛染色体検査の項中「66,960円」を「68,200円」に改める。

遺伝カウンセリング料の項中「13,845円」を「14,168円」に、「12,820円」を「12,880円」に、「11,588円」を「11,814円」に、「10,730円」を「10,740円」に改める。

リング挿入料の項中「27,000円」を「27,500円」に改める。

リング抜去料の項中「10,800円」を「11,000円」に改める。

リング交換料の項中「32,400円」を「33,000円」に改める。

人工授精料の項中「14,904円」を「15,180円」に改める。

体外受精料の項中「45,360円」を「46,200円」に、「23,760円」を「24,200円」に、「18,360円」を「18,700円」に、

「卵子 1年につき 34,560円

「39,960円」を「40,700円」に、「59,400円」を「60,500円」に、精子 1年につき 30,240円 を

胚 1年につき 34,560円 」

「卵子 1年につき 35,200円

精子 1年につき 30,800円 に改める。

胚 1年につき 35,200円 」

巻き爪治療（ステンレスプレート法）の項中「6,480円」を「6,600円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「864円」を「880円」に改める。

ヒトパピローマウイルス検査の項中「3,700円」を「3,740円」に改める。

農薬血中濃度測定検査の項中「80,023円」を「81,400円」に、「30,035円」を「30,580円」に改める。

血縁者間の骨髄移植に係る組織適合検査の項中「36,000円」を「36,630円」に、「58,100円」を「59,190円」に改める。

B型肝炎ウイルス検査の項中「28,000円」を「28,820円」に、「8,500円」を「8,830円」に、「30,900円」を「31,460円」に改める。

HCV薬剤耐性変異解析の項中「21,500円」を「22,110円」に改める。

遺体処理料の項中「18,684円」を「19,030円」に、「4,644円」を「4,730円」に改める。

特別室使用料の項中「19,440円」を「19,800円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「4,752円」を「4,840円」に改める。

レントゲン画像複写料の項中「CD—R」を「CD—R・DVD—R」に、「335円」を「341円」に、「950円」を「968円」に、「864円」を「880円」に改める。

歯科診療費の項中「70,200円」を「71,500円」に、「14,040円」を「14,300円」に、「2,930円」を「2,980円」に、

「10,190円」を「10,380円」に、「4,060円」を「4,140円」に、
「顎骨精密検査・植立可否診断
基本診療料 1回につき 620円」を

「顎骨精密検査・植立可否診断
基本診療料 1回につき 630円」に、「19,390円」を「19,750円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「11,160円」

を「11,370円」に、「13,430円」を「13,680円」に、「19,110円」を「19,460円」に、「6,300円」を「6,420円」に、

「4,210円」を「4,290円」に、
「全身精密検査・診断
基本診療料 1回につき 620円」を
「全身精密検査・診断
基本診療料 1回につき 630円」に、「2,430

円」を「2,480円」に、
「インプラント材植立（一次手術）
基本診療料 1回につき 620円」を
「インプラント材植立（一次手術）
基本診療料 1回につき 630円」に、「67,320円」

を「68,570円」に、「97,840円」を「99,650円」に、「180,870円」を「184,220円」に、「19,550円」を「19,910円」

に、「181,770円」を「185,140円」に、「144,220円」を「146,890円」に、「45,430円」を「46,270円」に、「51,130

円」を「52,080円」に、「63,980円」を「65,160円」に、「口腔内洗浄料 1回につき 620円」を「口腔内洗浄料 1

回につき 630円」に、「360円」を「370円」に、「一次手術後観察料 1回につき 620円」を「一次手術後観察料 1

回につき 630円」に、
「インプラント材植立（二次手術）
基本診療料 1回につき 620円」を
「インプラント材植立（二次手術）
基本診療料 1回につき 630円」に、「21,000円」

を「21,390円」に、「7,270円」を「7,400円」に、「1,220円」を「1,240円」に、「4,930円」を「5,020円」に、「820

円」を「840円」に、「11,050円」を「11,250円」に、「100分の108」を「100分の110」に、「64,520円」を「65,710

円」に、「64,600円」を「65,800円」に、「71,520円」を「72,840円」に、「70,670円」を「71,980円」に、「60,720

円」を「61,840円」に、「58,340円」を「59,420円」に、「77,620円」を「79,060円」に、「76,770円」を「78,190円」

に、「80,240円」を「81,730円」に、「73,600円」を「74,960円」に、「68,100円」を「69,360円」に、「67,250円」を

「68,500円」に、「68,390円」を「69,660円」に、「66,010円」を「67,230円」に、「77,540円」を「78,980円」に、

「76,700円」を「78,120円」に、「78,690円」を「80,150円」に、「73,300円」を「74,660円」に、「63,160円」を

「64,330円」に、「62,310円」を「63,460円」に、「77,390円」を「78,820円」に、「76,550円」を「77,970円」に、

「82,060円」を「83,580円」に、「75,950円」を「77,360円」に、「62,750円」を「63,910円」に、「62,000円」を

「63,150円」に、「61,560円」を「62,700円」に、「59,940円」を「61,050円」に、「68,690円」を「69,960円」に改め

る。

乳房マッサージ料の項中「3,400円」を「3,460円」に改める。

育児相談料の項中「1,700円」を「1,730円」に改め、同項の次に次の1項を加える。

リンパ浮腫マッサージ料

上肢（片側） 1回につき 3,580円

上肢（両側） 1回につき 4,810円

下肢（片側） 1回につき 3,580円

下肢（両側） 1回につき 6,050円

指導のみ 1回につき 1,100円

おむつ使用料の項中「124円」を「126円」に、「33円」を「34円」に、「467円」を「476円」に、「141円」を「144円」に、「74円」を「75円」に、「73円」を「74円」に、「38円」を「39円」に、「60円」を「61円」に、「208円」を「212円」に改める。

病衣使用料の項中「76円」を「77円」に改める。

オビドレル皮下注シリンジ250マイクログラムによる生殖補助医療の項中「3,914円」を「3,950円」に、「702円」を「715円」に改める。

非紹介患者初診時加算料の項中「5,000円」を「5,100円」に、「3,000円」を「3,060円」に改める。

再診時選定療養費の項中「2,500円」を「2,550円」に、「1,500円」を「1,530円」に改める。

入院期間が180日を超えた日以後の入院料の項中「2,570円」を「2,717円」に改める。

セカンドオピニオン面接料の項中「16,200円」を「16,500円」に改める。

航空身体検査の項中「35,640円」を「36,300円」に、「24,840円」を「25,300円」に改める。

麻しん風しん予防接種料の項中「13,200円」を「13,400円」に、「9,700円」を「9,800円」に改める。

流行性耳下せん炎予防接種料の項中「8,316円」を「8,470円」に改める。

ツベルクリン反応検査料の項中「6,048円」を「6,160円」に改める。

B C G 接種料の項中「8,000円」を「8,100円」に改める。

肺炎球菌ワクチン接種料の項中「11,232円」を「11,440円」に改める。

水痘ワクチン接種料の項中「10,152円」を「10,340円」に改める。

百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ予防接種料の項中「13,600円」を「13,800円」に改める。

百日せきジフテリア破傷風予防接種料の項中「8,200円」を「8,300円」に改める。

ジフテリア破傷風予防接種料の項中「8,316円」を「8,470円」に改める。

インフルエンザ予防接種料の項中「4,968円」を「5,060円」に改める。

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン接種料の項中「8,500円」を「8,600円」に改める。

乾燥ヘモフィルスb型ワクチン接種料の項中「9,828円」を「10,010円」に、「7,236円」を「7,370円」に改める。

沈降2価ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン接種料の項及び沈降4価ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン接種料の項中「18,360円」を「18,700円」に、「16,200円」を「16,500円」に改める。

沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン接種料の項中「12,960円」を「13,200円」に改める。

不活化ポリオワクチン接種料の項中「12,300円」を「12,500円」に改める。

ロタウイルスワクチン予防接種料の項中「16,632円」を「16,940円」に改める。

沈降B型肝炎ワクチン接種料の項中「9,833円」を「10,098円」に改める。

クエン酸シルデナフィル製剤の項中「1,188円」を「1,210円」に、「1,404円」を「1,430円」に改める。

低用量経口避妊薬の項中「1,728円」を「1,760円」に改める。

緊急避妊剤の項中「12,960円」を「13,200円」に改める。

注射用酢酸セトロレックスの項中「7,776円」を「7,920円」に、「36,612円」を「37,290円」に改める。

ルティナス膣錠の項中「367円」を「374円」に改める。

薬価基準に記載されている医薬品の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果による投与に係る薬剤料の項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

文書料の項中「1,296円」を「1,320円」に、

「 複雑なもの 1件につき 2,052円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,900円）

検査結果の記載に特別の手数を要するものについては1,620円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,500円）を、医療費に関する証明を要するものについては540円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、500円）を、上記手数料に加算する。 」

を

「 複雑なもの 1件につき 2,090円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,900円）

検査結果の記載に特別の手数を要するものについては1,650円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,500円）を、医療費に関する証明を要するものについては550円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、500円）を、上記手数料に加算する。 」

に、「1,188円」を「1,210円」に、「1,728円」を「1,760円」に、「2,592円」を「2,640円」に、

「 複雑なもの 1件につき 3,780円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、3,500円）

検査結果の記載に特別の手数を要するものについては1,620円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,500円）を、医療費に関する証明を要するものについては540円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、500円）を、上記手数料に加算する。 」

を

「 複雑なもの 1件につき 3,850円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、3,500円）

検査結果の記載に特別の手数を要するものについては1,650円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,500円）を、医療費に関する証明を要するものについては550円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、500円）を、上記手数料に加算する。 」

に改める。